

9 選挙管理委員会告示及び選挙長（選挙分会長）告示

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

大分県報

令和六年
十月十一日
号外（六）

（金曜日）

目次

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日……一
衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる
日等……………一

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十八号

令和六年十月二十七日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

令和六年十月十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会告示第二十九号

令和六年十月二十七日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりである。

令和六年十月十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 被登録資格の決定の基準となる日

令和六年十月十四日。ただし、年齢要件については、同月二十七日とする。

二 登録を行う日

令和六年十月十四日

令和六年十月十一日

大分県報号外（選管委告示）

大分県報

令和六年
号外（六七）
十月十五日

（火曜日）

目次

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式……………	一
衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式……………	二
最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び点字投票用紙の様式……………	二
衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印……………	三
衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者及び候補者届出政党が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙の様式……………	三
衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式……………	四
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任……………	四
衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理者の選任……………	四
衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所……………	五
衆議院比例代表選出議員選挙において大分県選挙分会長が選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所……………	五
衆議院小選挙区選出議員選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないことの決定……………	五
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時……………	五
衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所及び日時……………	五
衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………	六
衆議院比例代表選出議員選挙における開票区の設定……………	六
衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができ……………	六

令和六年十月十五日

る実費弁償の最高額等……………	六
最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会長及び大分県審査分会長職務代理者の選任……………	七
最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会の場所及び日時……………	七
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………	七
衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………	七
衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び放送回数……………	七
衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………	七

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三十号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

令和六年執行

衆議院小選挙区選出議員選挙投票



- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

選挙管理委員会
大分県

氏名

大分県報号外（選管委告示）

令和六年十月十五日

候補者

備考

- 一 用紙はあざぎ色とし、黒色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。
- 三 「大分県選挙管理委員会之印」は、刷込み式とする。
- 四 点字投票である旨の表示は、その旨を印刷しておく方法（ただし、印刷にかえて印章を押す方法によることもできる。）とする。
- 五 点字投票用紙に表示する選挙の種類の点字は、「しよーせんきよく」とする。

大分県選挙管理委員会告示第三十一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

令和六年執行

衆議院比例代表選出議員選挙投票

○ 注 意

政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

他の政党の名称又は略称

選挙管理委員会之印

備考

- 一 用紙はピンク色とし、黒色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。

大分県報号外（選管委告示）

二

- 三 「大分県選挙管理委員会之印」は、刷込み式とする。
- 四 点字投票である旨の表示は、その旨を印刷しておく方法（ただし、印刷にかえて印章を押す方法によることもできる。）とする。
- 五 点字投票用紙に表示する選挙の種類の点字は、「ひれい」とする。

大分県選挙管理委員会告示第三十二号

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び点字投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第二十六回最高裁判所裁判官
国民審査投票

○ 注 意

選挙管理委員会之印

- 一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書くこと。
- 二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

×を書く欄

裁判官の氏名

令和六年十月十五日

大分県報号外（選管委告示）

四

衆議院第

備考

一 「第 区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載するものとする。

二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。
候補者届出政党用

選挙区番号
選挙区番号
50選区
小選挙区
第1区
衆議院第1区

備考

一 「第 区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載するものとする。

二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第三十五号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

選挙
選一

回区タ管
選挙区
50選区
小選挙区
第1区
衆議院第1区

備考

一 「第 区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載するものとする。

二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第三十六号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

選挙区

区分

住所

氏名

大分県第一区

選挙長職務代理者

日田市

一木俊廣

大分県第二区

選挙長職務代理者

大分市

阿部良秀

大分県第三区

選挙長職務代理者

大分市

朝久野理

大分県選挙管理委員会告示第三十七号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び

大分県選挙分会長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

区 分

住 所

氏 名

大 分 県 選 挙 分 会 長

別府市

秦 喜美恵

大分県選挙分会長職務代理者

大分市

朝久野 理

大分県選挙管理委員会告示第三十八号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

十月十五日

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館二階 正庁ホール

十月十六日以後

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内

大分県選挙管理委員会告示第三十九号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、大分県選挙分会長が選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

十月十五日

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館二階 正庁ホール

十月十六日以後

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内

大分県選挙管理委員会告示第四十号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行わない。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会告示第四十一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

大分県第一区

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

二 日時 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和六年十月三十日九時三十分

大分県第二区

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

二 日時 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和六年十月三十日十時

大分県第三区

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

二 日時 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和六年十月三十日十時三十分

大分県選挙管理委員会告示第四十二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

令和六年十月十五日

大分県報号外（選管委告示）

令和六年十月十五日

大分県報号外（選管委告示）

六

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和六年十月三十日十一時

大分県選挙管理委員会告示第四十三号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和六年十月十五日十八時

大分県選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分市の区域を分けて次のとおり開票区を設けるものとする。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

市町村名	開票区名	区 域
大分市	大分市第一開票区	金池第一投票区、金池第二投票区、金池第三投票区、長浜投票区、荷揚投票区、中島第一投票区、中島第二投票区、中島第三投票区、春日第一投票区、春日第二投票区、春日第三投票区、王子投票区、八幡第一投票区、八幡第二投票区、大道第一投票区、大道第二投票区、大道第三投票区、南大分第一投票区、南大分第二投票区、南大分第三投票区、南大分第四投票区、南大分第五投票区、南大分第六投票区、滝尾第一投票区、滝尾第二投票区、下郡投票区、津留第一投票区、津留第二投票区、東大分投票区、日吉投票区、日岡投票区、桃園投票区、原川投票区、明野北第一投票区、明野北第二投票区、明野南投票区、明野東投票区、鶴崎投票区、小中島投票区、乙津投票区、別保第一投票区、別保第二投票区、三佐投票区、家島投票区、明治投票区、明治北投票区、横尾投票区、高田投票区、松岡投票区、川添投票区、種具投票区、広内投票区、判田第一投票区、判田第二投票区、百木投票区、上戸次投票区、戸次投票区、下戸次投票区、吉野投票区、竹中投票区、河原内投票区、伊与床投票区、鴛

大分市第二 開票区	野投票区、敷戸団地投票区、寒田投票区、田尻第一投票区、田尻第二投票区、宗方第一投票区、宗方第二投票区、木ノ上投票区、横瀬第一投票区、横瀬第二投票区、賀来投票区、東院投票区、大在西投票区、大在中央投票区、大在東投票区、坂ノ市投票区、丹生投票区、小佐井投票区、市尾上投票区、細投票区
	小浜投票区、本町投票区、田中投票区、白木浜投票区、古宮投票区、辛幸投票区、大志生木投票区、本神崎投票区、木佐上投票区、馬場投票区、一尺屋投票区、野津原第一投票区、野津原第二投票区、野津原第三投票区、野津原第四投票区、野津原第五投票区、野津原第六投票区、野津原第七投票区、野津原第八投票区

大分県選挙管理委員会告示第四十五号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労働者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

- 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
- 1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- 2 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- 3 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- 4 宿泊料 （食事料二食分を含む。）一夜につき一万二千元
- 5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円
- 6 茶菓料 一日につき五百円
- 二 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給することができる報酬の額
- 1 基本日額 一万円
- 2 超過勤務手当 一日につき1の額の五割
- 三 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給することができる実費弁償の額
- 1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれの1から3までに掲げる額
- 2 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき一万円
- 四 選挙運動に従事する者（公職選挙法第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給す

ることができる者に限る。)一人に対し支給することができる報酬の額

- 1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円
- 2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千元
- 3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千元
- 4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千元

大分県選挙管理委員会告示第四十六号

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会長及び大分県審査分会長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

区 分	住 所	氏 名
大 分 県 審 査 分 会 長	大分市	今 井 陸
大 分 県 審 査 分 会 長 職 務 代 理 者	大分市	朝 久 野 理

大分県選挙管理委員会告示第四十七号

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

- 一 場所 大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室
- 二 日時 令和六年十月三十日十四時

大分県選挙管理委員会告示第四十八号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

- 一 場所 大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和六年十月十六日十時

大分県選挙管理委員会告示第四十九号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

- 一 場所 大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室
- 二 日時 令和六年十月十六日十時三十分

大分県選挙管理委員会告示第五十号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる放送回数を、次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

テレビジョン放送

届出候補者の数	基幹放送事業者名	回数
一人又は二人	大分朝日放送株式会社 株式会社テレビ大分	一 一
三人	大分朝日放送株式会社 株式会社大分放送 株式会社テレビ大分	一 一 一

大分県選挙管理委員会告示第五十一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

令和六年十月十五日

大分県報号外(選管委告示)

令和六年十月十五日

大分県報号外（選管委告示）

八

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 場所

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時

令和六年十月十五日十七時三十分

大分県報

令和六年
号外（六八）
十月十五日

（火曜日）

○選挙管理委員会告示

選挙分会長告示
衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時……………三

目次

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………二
衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時……………二

選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………二
衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………二

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………三
衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時……………三

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時……………三
衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時……………三

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時……………三
衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時……………三

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時……………三
衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時……………三

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時……………三
衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時……………三

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時……………三
衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時……………三

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時……………三
衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時……………三

大分県選挙管理委員会告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十条の規定による令和六年十月十四日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………一八、六二八人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………二一六、四二〇人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一

令和六年十月十五日

大分県報号外（選管委告示）

令和六年十月十五日

大分県報号外（選管委告示・選挙長告示）

二

して得た数）

大分市	一三一、七三九人
別府市	三一、一五一人
津市	二二、二九二人
中津市	一七、〇七七人
日田市	一八、八〇五人
佐伯市	一〇、二二六人
臼杵市	四、五三八人
津久見市	五、五九〇人
竹田市	五、九七七人
豊後高田市	七、六二〇人
杵築市	一四、六八六人
宇佐市	九、三九八人
豊後大野市	九、二八〇人
由布市	七、九一九人
国東市・姫島村	七、七五〇人
日出町	六、四一人
九重町・玖珠町	

大分県選挙管理委員会告示第五十三号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県第一区	二四、八七三、九〇〇円	大分県選挙管理委員会委員長	一	木	俊	廣
大分県第二区	二二、九一三、九〇〇円					
大分県第三区	二三、四八二、七〇〇円					

大分県選挙管理委員会告示第五十四号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

○選挙長告示

区分	日本放送協会大分放送局		大分朝日放送株式会社		株式会社大分放送		株式会社テレビ大分	
	日	時	日	時	日	時	日	時
テレビ	十月二十三日	午前七時二十五分	十月二十三日	午後二時十五分	十月十六日	午後七時四十五分	十月十九日	午後二時五十五分
	十月二十四日	午前七時二十五分						
ラジオ	十月二十三日	午前九時五十分						
	十月二十四日	午前九時五十分						

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区における選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和六年十月二十五日十時

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区における選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長 阿 部 良 秀

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室 二 日時 令和六年十月二十五日十時十五分 ~~~~~ 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長告示第一号 令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区における選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。 令和六年十月十五日 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長 角 山 光 邦 一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室 二 日時 令和六年十月二十五日十時三十分 ~~~~~ 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長告示第二号 令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区における選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。 令和六年十月十五日 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長 一 木 俊 廣 一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室 二 日時 令和六年十月二十九日十時 ~~~~~ 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長告示第二号 令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区における選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。 令和六年十月十五日 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長 阿 部 良 秀 一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	二 日時 令和六年十月二十九日十時十五分 ~~~~~ 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長告示第二号 令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区における選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。 令和六年十月十五日 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長 角 山 光 邦 一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室 二 日時 令和六年十月二十九日十時三十分	○選挙分会長告示	衆議院比例代表選出議員選挙大分県選挙分会長告示第一号 令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるときにくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。 令和六年十月十五日 衆議院比例代表選出議員選挙大分県選挙分会長 秦 喜 美 恵 一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室 二 日時 令和六年十月二十五日十時四十五分
---	--	------------------------	--

令和六年十月十五日

大分県報号外（選挙長告示・選挙分会長告示）

大分県報

令和六年
号外（六九）
十月十五日

（火曜日）

目次

選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の候補者の届出……………一
衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の候補者の届出……………三
衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の候補者の届出……………五

○選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長告示第三号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区における候補者として次のとおり届出があった。なお、候補者が届出を行った一のウェブサイト等のアドレスは、別表のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長 一 木 俊 廣

届出受理番号	候補者届出政党の名称	（ふりがな） 候補者氏名	本籍	住所	年齢	職業
1	自由民主党	えとう 博昭	大分県	大分県大分市	四十四歳	選挙区支部長
2	参政党	野中 しんすけ	大分県	大分県大分市	三十八歳	YOUTUBE R

4	3
（本人届出）	日本共産党
吉良 州司	山下 かい
東京都	大分県
大分県大分市	大分県大分市
六十六歳	四十七歳
政治団体代表	政党役員

令和六年十月十五日

大分県報号外（選挙長告示）

別表

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第1区候補者 選挙運動用ウェブサイト等アドレス一覧表

届出受理番号	(ふりがな) 候補者氏名	選挙運動用ウェブサイト等アドレス
1	えとう ひろ あき 博 昭	https://etohiroaki.com
2	の なか 野 中 しんすけ	https://youtube.com/@ShinsukeNonaka
3	やま した 山 下 か い	https://x.com/kai02yamashita
4	き ら しゅう じ 吉 良 州 司	https://kirashuji.com

令和六年十月十五日

大分県報号外（選挙長告示）

二

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区における候補者として次のとおり届出があった。なお、候補者が届出を行った一のウェブサイト等のアドレスは、別表のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長 阿 部 良 秀

届出受理番号	候補者届出政党の名称	(ふりがな) 候補者氏名	本 籍	住 所	年 齢	職 業
1	立憲民主党	吉 川 始 介	大分県	大分県白杵市	五十八歳	政党役員
2	(本人届出)	広 瀬 健	大分県	大分県日田市	五十歳	無職
3	自由民主党	えとう 征士郎	大分県	大分県佐伯市	八十三歳	選挙区支部長

令和六年十月十五日

大分県報号外（選挙長告示）

別表

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第2区候補者 選挙運動用ウェブサイト等アドレス一覧表

届出受理番号	(ふりがな) 候補者氏名	選挙運動用ウェブサイト等アドレス
1	よし かわ はじめ 吉 川 はじめ	https://www.yoshikawa-hajime.com
2	ひろ せ けん 広 瀬 建	www.hiroseken.info/
3	えとう せい し ろう えとう 征士郎	http://2024.ETO.ORG/

令和六年十月十五日

大分県報号外（選挙長告示）

四

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区における候補者として次のとおり届出があった。なお、候補者が届出を行った一のウェブサイト等のアドレスは、別表のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長 角 山 光 邦

届出受理番号	候補者届出政党の名称	(ふりがな) 候補者氏名	本籍	住所	年齢	職業
1	立憲民主党	小林 かよこ	青森県	大分県別府市	五十六歳	政党役員
2	自由民主党	岩屋 たけし	大分県	大分県別府市	六十七歳	政党選挙区支部長
3	日本共産党	大塚 みつよし	大分県	大分県由布市	六十九歳	政党役員

令和六年十月十五日

大分県報号外（選挙長告示）

別表

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第3区候補者 選挙運動用ウェブサイト等アドレス一覧表

届出受理番号	(ふりがな) 候補者氏名	選挙運動用ウェブサイト等アドレス
1	こ ばやし 小 林 かやこ	https://kayako-koba.com
2	いわ や 岩 屋 たけし	https://t-iwaya.com
3	おお つか 大 塚 みつよし	届出なし

令和六年十月十五日

大分県報号外（選挙長告示）

六

大分県報

令和六年
十月三十日
号外（七三）

（水曜日）

目次

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙における当選人の住所及び氏名並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称……………一

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第五十五号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の当選人の住所及び氏名並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称は次のとおりである。

令和六年十月三十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県第一区

住 所	氏 名	候補者届出政党
大分県大分市東大道二丁目五番五三―三〇二号ラ イオンズマンション大分駅前	吉 良 州 司	

大分県第二区

住 所	氏 名	候補者届出政党
大分県日田市淡窓二丁目六番二〇号ハピネスハウ ス吉武二〇一号	広 瀬 建	

大分県第三区

住 所	氏 名	候補者届出政党

大分県別府市田の湯町八番一号

岩 屋 毅 自由民主党

令和六年十月三十日

大分県報号外（選管委告示）

